

(2) 連結実質赤字比率

－(赤字なし)

簡易水道事業や下水道事業の公営企業を含む、村の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。

本村では、一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足は生じていないため、連結実質赤字比率は該当ありません。

(算式)

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額} + \text{公営企業会計の赤字（資金不足額）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(単位：千円)

区 分		収 支
①一般会計		372,359
②国民健康保険特別会計		85,449
③介護保険特別会計		48,204
④後期高齢者医療特別会計		2,559
⑤公営企業会計	簡易水道事業会計	32,365
	下水道事業会計	25,490
	計	57,855
合計（①＋②＋③＋④＋⑤）		566,426

資金剰余（不足額）＝実質収支額

【参考値】

黒字
(17.26%)

早期健全化基準

赤字

20.00%

標準財政規模

3,280,591

=

>